

## 横浜市公告第668号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー横浜下永谷店

港南区下永谷五丁目2番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

## (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 292台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 292台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 68台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 79台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり

	面積 159 m <sup>2</sup>	面積 219.00 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面(変更前)記載のとおり 容量 92 m <sup>3</sup>	位置 届出書の添付図面(変更後)記載のとおり 容量 92.04 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午後8時まで	午前6時から午後11時まで ほか

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和7年11月21日ほか

(5) 変更する理由

小売店舗の変更に伴い、施設の配置及び運営方法を変更するため

2 届出年月日

令和7年11月19日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課